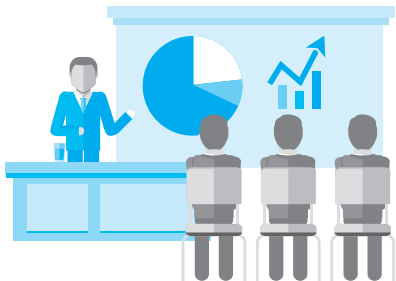


会議報告



第19回「監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)」総会について

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部

IFIAR戦略企画室 室長補佐

まきの あきえ

牧野 秋恵

公認会計士・監査審査会事務局

総務試験室 室長補佐

の ろ しゅうへい

野呂 修平

1 はじめに

2019年4月30日から5月2日までの間、ギリシャにおいて第19回「監査監督機関国際フォーラム (IFIAR¹: International Forum of Independent Audit Regulators)」総会が開催され、最近の監査監督に関し、当局等の関係者間の議論が行われた。

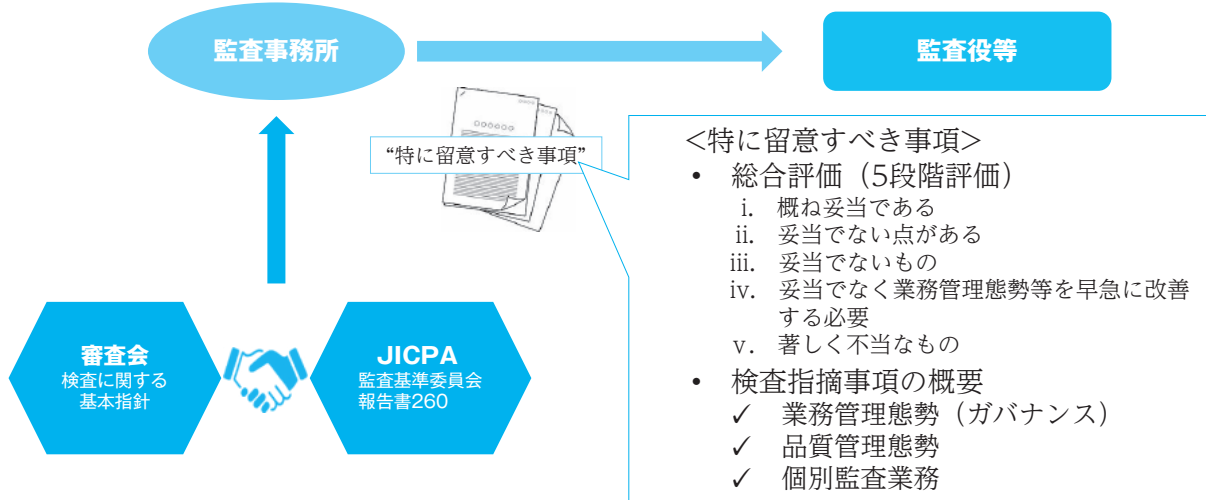
今回の総会には55の国・地域²の監査監督当局からなるIFIARメンバーのうち50の国・地域が参加(日本からは公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)の櫻井会長、松尾事務局長、野呂補佐及び金融庁 IFIAR戦略企画室の長岡室長、牧野補佐が参加)したほか、オブザーバーとして、証券監督者国際機構、バーゼル銀行監督委員会、金融安定理事会、国際監査・保証基準審議会等が参加した。

本稿では、今回の総会における主要な議題について、雑感とともに報告したい³。なお、本文中、意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 The Evolving World of Audit: 進化する監査の世界

今回の総会では、『The Evolving World of Audit: 進化する監査の世界』が総会全体の大きなテーマとして掲げられた。昨年の総会では、テクノロジーの進歩が監査に与える影響が大きなテーマに掲げられていたが、今回は、それに加えて、グローバルに見ると、会計不正やその監査をめぐる問題を受けて、監査の未来や意義も含めた抜本的な見直しが議論されている国もある中での開催となった。このような状況の下で、総会を通じて、監査とは何か、何をどう監査すべきか、「財務報告のエコシステム」をどう機能させていくか、監査の世界が変化する状況下でIFIARとして何ができるか、という問題意識を持って議論が行われた。総会の冒頭の基調講演パネルにおいては、監査業界及び監査監督当局が直面している現在の課題について、各当局の経験を踏まえた教訓や、各国で提案されている監査関連の改革案の分析も含めて議論が行われた。

図表1 検査結果の全ての被監査会社の監査役等への共有



出所：公認会計士・監査審査会事務局作成

3 6大監査ネットワークとの対話

IFIARの代表理事会の下には、様々なワーキング・グループ等が設けられているが、その中の1つであるグローバル監査品質ワーキング・グループ⁴（GAQWG: Global Audit Quality Working Group）を中心に、IFIARでは、6大監査ネットワーク⁵のグローバルの幹部と、定期的に（年3回程度）、グローバルな監査品質の向上に向けた議論を行っている。

同WGでは、他のIFIARメンバーにもグローバルネットワーク幹部との対話の場を提供できるように、例年6大監査ネットワークのCEOを総会に招き、グローバルな監査品質の向上に向けた取組等について聴取・議論するセッションを設けている。今回の総会でも、監査法人のカルチャー（多様性を含む）、スタッフの採用・維持に関する課題、監査に係る期待ギャップを縮めるための取組、各ファームによる監査品質のモニタリング・測定方法、高品質な企業情報開示と監査を実現するための効果的な財務報告のエコシステムの必要性等、幅広いテーマで議論を行った。

4 監査委員会をめぐる議論

IFIARのWGの1つである投資家・利害関係者ワーキング・グループ⁶（IOSWG: Investor and Other Stakeholders Working Group）は、IFIARと投資家や監査委員会、その他の監査に関わる利害関係者との対話を主導する役割を担っており、今回の総会でも、同WGに設けられている投資家等の外部有識者で構成されるアドバイザー・グループのメンバー⁷等⁸をパネリストとして迎え、財務報告のエコシステムにおける監査委員会の役割についてパネルディスカッションが行われた。その中で、パネリストからは、監査品質向上において

監査委員会が果たす役割の重要性が再認識されるとともに、そのための当局の役割への期待が示された。

また、当局検査結果の監査役等との共有に関する個別セッションにおいて、松尾事務局長より、日本の取組を紹介した。その中で、監査法人から全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」をそのまま開示するよう求められていることを説明した（図表1参照）。加えて、①「特に留意すべき事項」の冒頭には5段階の総合評価が付されているが、被監査会社の監査役等が、検査結果について他の監査事務所と比較し、監査事務所の業務運営水準を理解することに資するという観点から、審査会では総合評価の分布状

図表2 審査会による総合評価の分布の開示

2016・2017事務年度検査における総合評価の状況

単位：事務所

区分	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	—	—
妥当でない点がある	6	3
妥当でないもの	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	—	1
著しく不当なもの	—	2

モニタリングレポート（平成30年7月）44頁

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20180731/20180731.html>

況も公表している点(前頁の図表2参照)、②検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該会社に関する指摘についても開示することが求められているという点、③審査会からの事前承諾があれば、新規に監査契約を結ぼうとしている会社等へも当局検査結果の開示が可能である点等を説明した。

5 IFIAR議長・副議長、代表理事国の選出

今回の総会をもって、IFIAR議長のブライアン・ハント氏(カナダCPAB)が退任し、副議長であったフランク・シュナイダー氏(スイスFAOA)が議長に、副議長にはドゥエイン・デスパティ氏(米国PCAOB)が就任した。併せて、IFIARの運営に関する意思決定機関である代表理事会を構成する理事の一部が改選され、ノルウェー及び韓国が退任し、新たに、ブラジル、台湾、ギリシャ、トルコ(再任)が4年の任期で理事となった(日本は、今回の改選には当たらず、2021年までの任期で引き続き理事を務めることとなっている。)⁹。

6 IFIAR検査指摘事項報告書

IFIARは、2012年より毎年、6大監査ネットワークに加盟している監査法人に対してIFIARメンバー当局が個別に行った検査に関し、監査法人の品質管理態勢に係る検査、及び、個別監査業務に係る検査の2種類についての情報を取りまとめた報告書を公表している。当該報告書は、IFIARメンバーにとっても関心の高い取組となっており、毎回、総会においても説明されている。

IFIAR「2018年検査指摘事項報告書」(2019年5月16日公表)¹⁰によれば、

検査を行った個別監査業務のうち、少なくとも1つの指摘(重要な不備)があったものは37%であった(この割合を計測した初めての調査(2014年調査)では47%、2017年調査では40%)。IFIARは、こうした減少傾向に期待が持てる一方、繰り返し指摘される不備や指摘されている事項のレベルからは、高品質な監査を実施する上での一貫性の欠如や、継続的な改善に向けた重点的な取組を継続する必要性が示唆されるとしている。一方で、本調査結果は、監査法人の監査品質向上の進捗を厳密に測定するものではなく、監査品質の総合的な評価には、検査の過程で特定・報告された監査不備の数値情報を超えた、様々な要素の検討が必要となるとしている。

(参考)IFIARメンバー全体での個別監査業務の指摘率の推移

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
47%	43%	42%	40%	37%

(2018年検査指摘事項報告書より)

7 おわりに

IFIARは国際基準の設定主体ではなく、監査人・監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること、監督活動における協力及び整合性を促進すること等を目的として活動している。今回の総会においては、監査業界及び監査監督当局が直面している現在の課題について各国当局の経験を踏まえた教訓や、一部の国で提案されている監査関連の改革案に関する見方が共有された。それにより、たとえいくつかの国が直面する課題が他のIFIARメンバー国に既に存在しているわけでもなくとも、得られた教訓・経験は全てのメンバー国にとって価値があるものであることが明らか

となり、変化し続ける課題や機会についてIFIARの場を通じて議論を深めることは有益であると再認識できた。また、今回、日本の枠組みについてプレゼンした際のIFIARメンバーからの反応をみると、IFIARの場を通じて、日本の先進的な取組を共有することは、他国における当局の監査監督機能の向上につながり得るということも改めて実感した。これは逆に、他の当局における良い取組を日本に取り入れる機会になり得るということでもある。今後も、IFIARの活動への積極的貢献を通じて、多国間の協力ネットワークの維持・強化に努めたい。

今回の総会は、一部の国において監査や監査業界に対する信頼が揺らぐ中で開催されたが、全体を通じて、財務報告のエコシステムという言葉が繰り返され、監査や監査業界に対する信頼回復のためには、監査法人だけでなく、被監査会社の監査委員会や経営陣など広い利害関係者に働きかけることが重要である点が指摘されていた。この考え方自体は特に新しいものではないが、現在の状況を踏まえ、公認会計士・監査法人のみならず、監査の利害関係者がそれぞれの立場で監査品質の向上に資するよう取り組むことが一層必要であるという点が改めて認識されたものとする。

このような観点からも、日本公認会計士協会やその他のステークホルダーに参加していただいている「日本IFIARネットワーク」¹¹の場やIFIAR事務局のホスト国という優位性も生かし、監査に関する国際的な課題や最先端の議論に対する国内の認識を深め、ひいては我が国における監査の質のさらなる向上につながるようにしていきたいと考えている。監査品質の向上は全てのステークホルダーにとって利益となるものであり、日本公認会計士協会にも引き続きご協力をお願いしたい。

<注>

- 1 IFIARは、不正会計事案の発生等による会計不信の世界的な高まりを背景として2000年代初めに各国で相次いで監査監督機関が設立される中、2006年9月、各国・地域の監査監督当局間における協力・連携の場として新たに設立された。2007年に第1回総会が東京で開催されて以来、2012年までは年2回、2013年以降は年1回のペースで総会が開催されている。2017年4月に事務局を東京に開設した。IFIARの概要や活動内容については、IFIARのウェブサイト参照。<https://www.ifiar.org/>
- 2 IFIARメンバー(2019年5月末現在): アブダビ、アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、ケイマン、台湾、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、韓国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モーリシャス、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国(55か国・地域)
- 3 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにおいて、今回の総会後にIFIARが公表したプレスリリース(原文及び仮訳)を掲載している。<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kokusai/kaigi/index.html>
- 4 GAQWGメンバー(2019年5月末現在): オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、シンガポール、スイス、英国、米国
- 5 6大監査ネットワーク: BDO、デロイト、EY、グラントソントン、KPMG、PwC
- 6 IOSWGメンバー(2019年5月末現在): オーストリア、カナダ、フランス、日本、韓国、オランダ、シンガポール、南アフリカ、英国、米国
- 7 今回総会に出席したメンバーは、清原健氏(清原国際法律事務所代表弁護士)及びPaul Koster氏(オランダ投資家協会マネジングディレクター、欧州投資家協会会長)
- 8 Petros Christodoulou氏(ギリシャ、監査委員会委員)、Liz Murrall女史(英国、投資家)、Nigel James氏(米SEC、IOSCO C1副議長)
- 9 代表理事国・地域は、今回選出されたブラジル、台湾、ギリシャ、トルコのほか、アブダビ、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、シンガポール、南アフリカ、スイス、英国、米国の16か国・地域で構成される。
- 10 報告書の原文は、IFIARのウェブサイト参照。<https://www.ifiar.org/activities/annual-inspection-findings-survey/> 金融庁、及び、公認会計士・監査審査会ウェブサイトにおいても公表している。
- 11 IFIAR事務局の日本国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論のIFIAR事務局へのインプット、IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じたIFIARにおける取組の紹介などの活動を想定して、2016年12月に設立された。IFIARネットワークの会員や活動内容については、金融庁ウェブサイト参照。<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-3.html>